

問題 1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。ただし、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生じた簿外資産及び簿外負債は、貸借対照表の記載外におくことができる。
- ② 資産、負債及び資本は、適当な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。資産、負債及び資本は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。
- ③ 棚卸資産の評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、受取手形の割引高又は裏書譲渡高、保証債務等の偶発債務、債務の担保に供している資産、発行済株式1株当たり当期純利益、同1株当たり純資産額など、企業の財務内容を判断するために重要な事項は、貸借対照表に注記しなければならない。
- ④ 企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。
- ⑤ 将来の期間に影響する特定の費用とは、すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。これらの費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上前払費用として計上することができる。

問題 2)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 負債とは、過去の取引または事象の結果として、企業が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう。ここでいう義務の同等物には、法律上の義務に準じるものが含まれる。
- ② 負債の測定として、支払予定額(決済価額または将来支出額)があるが、これは負債の返済に要する将来キャッシュ・フローを単純に(割り引かずに)合計した金額をいう。一般に、支払予定額という場合、債務の契約上の元本額を指すことが多い。
- ③ 支払予定額は、将来支払うべき金額を表す。支払予定額が契約などにより固定されている場合、この方法で負債を測定すれば、返済までの間、支払利息以外の損益は計上されない。他方、支払予定額が見積りによる場合、この方法によると、見積りの変更のすべてがその期の損益に計上される。
- ④ 負債は流動負債に属する負債と固定負債に属する負債とに区別しなければならない。仮受金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適切な科目で表示しなければならない。取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が一年以内に到来する債務は、流動負債に属するものとする。
- ⑤ 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失についても、保守主義の原則に基づき引当金を計上することができる。

問題 3)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 損益計算書に計上される販売費及び一般管理費(以下、「販管費」という。)とは、商品販売やサービス提供、いわゆる本業の活動上かかったコストのうち売上原価を除いたもので、企業の販売活動及び一般管理業務に関して発生した費用をいう。
- ② 販管費の具体例として、販売手数料、広告宣伝費、従業員給与・賞与、役員報酬、運搬費、保管費、減価償却費、旅費交通費などがあげられるが、その費目内での具体的な発生原因の性質により、同じ費目で売上原価と販管費の両方で計上される場合もある。
- ③ 損益計算書において売上高と販管費が期間的対応とされているのは、たとえば給料・賞与などの本社スタッフ部門の人件費や広告宣伝費など、個別の売上に対して明確な対応関係があるわけではないが、少なくとも会計期間を通して何らかの収益計上に貢献をしていることに合理性が認められるためである。よって、関連する当期の支出はすべて販管費として計上されることになる。
- ④ 本社スタッフ部門の販管費などは、社内に対する共通サービスコストとして、管理上各部門に配賦した上で各部門の損益管理を行う場合が多い。通常の決算においては損益計算書上販管費として総額で表示されるため、配賦基準がどうであろうが集計上漏れがなければ決算上問題となることはない。ただし上場会社は連結財務諸表において事業別セグメント情報を開示しなければいけないことから、配賦基準が問題となる場合があり得る。
- ⑤ 有価証券報告書の個別財務諸表において、販管費のうち販管費総額の100分の10を超える費目については、損益計算書の中で区分掲記して独立表示するか、もしくは注記事項としてその費目及び金額を記載しなければならないとされている。

問題 4)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 支払配当金は、営業活動によるキャッシュ・フローまたは財務活動によるキャッシュ・フローのいずれかの区分を選択して記載することが認められているが、支払利息は、財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載しなければならない。
- ② 法人税等に係るキャッシュ・フローについては、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法による。なお、法人税等を営業活動、投資活動、財務活動の3つの区分に分けて記載することも考えられるが、実務的にこれを区分することは困難であるため、この考え方は採択されない。
- ③ 営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローの合計で資金の余剰が生じた場合、多額の負債の返済が可能となる。多額の負債を返済した場合、財務活動によるキャッシュ・フローは大きなマイナスとなる。反対に、資金の不足が生じた場合、借入をするため、多額の借入をした場合に、財務活動によるキャッシュ・フローはプラスとなる。
- ④ 財務活動によるキャッシュ・フローに掲載される主要項目としては、株式の発行による収入、自己株式の取得による支出、社債の発行・償還及び借入・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローがある。
- ⑤ 財務活動によるキャッシュ・フローを改善するには、資金調達コストの引下げと、資金調達の安定化が課題となる。高金利の借入金を返済し、社債や株式での調達にシフト、すなわち、間接金融から直接金融に移行することで、長期資金を安定的に調達する財務構造への改善を図ることが可能となる。

問題 5)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 自己資本利益率（ROE）とは、資本効率性を示すために用いられる指標であり、企業が持つ総資産のうち株主の持分について、どれだけの利益を上げられたかを示す。算出における利益には、営業利益、経常利益、当期純利益、といった、さまざまな利益を指標として表すことができる。
- ② 自己資本利益率（ROE）は、投資家が投下した資本に対して企業がどれだけの利益を上げられたのかという指標であるため、経営者が株主に対して果たすべき責務を表した指標であるともいえる。よって、ROEは、株主が最も重視する、または株式評価に際して最も重視する財務指標といわれている。
- ③ 自己資本利益率（ROE）は、企業規模に比べ自己資本が小さいと高くなる。したがって、この比率が高くても、借入金などの債務が過剰で財務体質が脆弱なことがあるので注意が必要である。自己資本に占める資本金の割合が大きい場合、増資時にこの指標が急低下することがあるので、資本金の動向に注意が必要である。
- ④ 一株当たり利益（EPS）は、当期利益が上がれば上昇し、発行株式数が増えれば下がるため、少ない資本を維持しながら、利益を上げれば上げるほどEPSは上昇する。また、株式分割を実施すればEPSは上昇し、株式併合を実施すればEPSは下落するので、企業の株価対策に注意が必要である。
- ⑤ 投資家が企業の価値比較を行う場合、株価が一般的な尺度となるが、株価がそのまま企業業績と直結しているとは限らず、様々な要因により、業績と株価にずれがあることはよくある。そこで、株価と企業の収益力を比較することによって、株式の投資価値を判断する際に利用する指標として、株価収益率（PER）がある。

問題6)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① デューデリジェンスは、事業再編やM&A等に関する意思決定を行う際、対象会社の実態を把握し、問題点・リスクの有無を把握するために行われる調査のことをいい、再編等の可否・買収等価額・方針等に資する情報取得を目的として実施される。うち財務デューデリジェンスは財務・会計・税務面に関する過去・現在・将来に関する調査を行う。
- ② 財務デューデリジェンスは、対象会社が公認会計士等による会計監査を受けているかどうかにより実施の前段階での確認事項が増える。公認会計士等の会計監査を受けていない場合には、税務基準による会計処理が採用されていることが多く、また一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していたとしても、複雑なケースや法改正に対応していないことも多いからである。
- ③ 会計監査を受けていない中小企業では、内部統制の整備及び運用も不十分であることが多く、悪質なケースでは粉飾不正経理が行われている可能性もあり、意図的でないにせよ会計処理の誤りも多く見受けられる。したがって、財務デューデリジェンスにあたっては、提供される資料が適正なものであるかの確認作業が必要になってくる場合もある。
- ④ 財務デューデリジェンスを実施する場合、担当者が集まりキックオフミーティングを行うことが通常である。これは事前に得ている概要の把握や情報の共有化を図るとともに、スケジュールやデューデリジェンスの範囲などを協議する。なお、その範囲は調査の精度を上げるため広いほうが望ましい。
- ⑤ M&A等の売買契約書の締結後、クロージング日における財務諸表の調査を行うことがあり、これをクロージング・デューデリジェンスという。これは一般的な売買契約書において、合意した売買価格と併せて一定の条件下でこれを修正する価額調整条項が規定されることから、当該条項に基づく事後的な買収価格調整の要否を検討することを目的として実施される。

問題 7)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 財務デューデリジェンスで実施される定性的要因調査の一つに、主要な仕入先の調査がある。製品の製造や商品の販売に必要な原材料、商品の調達力及び調達ルートを知る上で重要な情報である。
- ② 主要な仕入先の調査にあたっては、その相手先の変遷及びその事情について考慮する必要がある。たとえば、品質や価格、納期や支払条件でのトラブルが生じていたり、系列等の変更といった重要な事情が背景にある場合が多いためである。
- ③ 主要な仕入先の調査にあたっては、その支払条件、取引高及び構成比率が重要な情報である。主要な仕入先の支払条件及び金額を間違えると、資金計画の意味を成さず、またたく間に資金ショートを起こしてしまうためである。
- ④ 主要な仕入先においては、その相手先との関係が良好かどうかも重要である。再建計画作成にあたり、仕入先からの支援策、すなわち主要な仕入先に対し支払条件の緩和や第三者割当増資の引受を依頼する場合も多いためである。
- ⑤ 再建計画における仕入先の選定基準は、やはり購入単価の安さである。再建対象企業は資金繰りに行き詰まっているため、1円でも安く仕入れたい。そのため、仕入先の見直しの際には、相見積もりを取るなどして、品質を下げてでも購入単価の安さを優先することが必要になってくる。

問題 8)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社が行う資本の減少、いわゆる減資には、株主に対し資本金の払い戻しを行う有償減資と、経営不振により資本欠損の状態にある場合に、これを解消するために資本金額を純資産額以下にする場合に行われるものがある。
- ② 会社が減資をする場合には、債権者に対して1ヶ月以上の減資公告・催告手続を実施した上で、株主総会での特別決議が必要である。しかし、定時株主総会での資本欠損を填補するために行う場合は、株主総会の普通決議で足りる。
- ③ 会社の資本金を増やすこと、いわゆる増資には、有償増資と無償増資がある。有償増資は金銭の払込を伴うもので、銀行からの借入と異なり返済の義務がなく、長期的に安定した資金を獲得することができる。さらに、一般的に投資家への配当は銀行の利子率より低く、I Rコストも少額のために、全体的に資本コストを低く抑えるメリットがある。
- ④ 株主割当てとは、すべての株主に対して持ち株数に応じて株式の割当てを受ける権利を付与することをいう。この決定は、公開会社では取締役会の決議で足り、株式の希薄化の問題も生じないので、特に有利な価額での発行についての説明義務も適用されない。
- ⑤ 再生計画において、過剰債務の解消を目的としてデット・エクイティ・スワップ(D E S)すなわち「債務の株式化」が実施されることがある。特に、金融機関が企業の債務超過を解消するために、延滞貸付債権を現物出資する形で普通株式転換権付優先株式を取得することがある。このような場合、貸付債権の価値が著しく毀損している状況があれば、再建会社は税務上債務免除益を認識する必要がある。

問題 9)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 税引前当期純利益に対して一定率で課税される法人税等の税金費用は、必ずしも税引前当期純利益とは対応しない。その原因は、企業会計上の損益の認識時期と税法上の損益の認識時期が一致しないことによる差異（一次差異）と、課税政策上、永久に損金または益金として認められない差異（永久差異）が在ることに拠る。
- ② 税効果会計とは、企業会計上の損益と課税所得上の損益との間において認識される差異のうち、将来的に解消される予定の一時差異に対して、法人税等の繰延資産又は繰延負債を認識することによって増減計算された「法人税等調整額」も以って、両者を調整して合理的に対応させる会計処理方法である。
- ③ 損益計算書において、当期の法人税等の税金費用額と税効果会計で認識された法人税等調整額は、税引前当期純利益の金額から両者を合算することなく個々に表示して控除する。
- ④ 永久差異の原因となる項目に、受取配当金の益金不算入や、接待交際費、寄附金、罰料金、使途不明金などの損金不算入がある。これらの永久差異によって生じる法人税等の増減額は、損益計算上の税引前当期純利益に対する法人税等費用の実効税率に影響を与えることになる。
- ⑤ 税効果会計の対象となる税金には、法人税のほか住民税、事業税もその対象となる。法人税等について税率の変更があった場合には、過年度において計上された繰延税金資産および繰延税金負債について、税率の変更に関係なく当初発生した税率を以って計算しなければならない。

問題 10)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、有価証券の取得による支出・売却による収入、有形固定資産の取得による支出・売却による収入、投資有価証券の取得による支出・売却による収入、貸付けによる支出・回収による収入など、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。
- ② 投資活動によるキャッシュ・フローにおいて、収入・支出の金額が少額なもので、一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。
- ③ 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等に係るキャッシュ・フローは、投資活動によるキャッシュ・フローのその他区分にその内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。
- ④ キャッシュ・フロー計算書には、1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 2) 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等を行った場合には、当該事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等により増加又は減少した資産及び負債の主な内訳 3) 重要な非資金取引の内容を注記として必ず記載しなくてはならない。
- ⑤ 通常有価証券、不動産および貸付に関する収入・支出の金額は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載されるが、それを本業として行っている場合は営業キャッシュ・フローの区分に記載される。

問題 1 1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 棚卸資産は、一般に重要資産項目であり、期末の残高金額の計算において恣意性が介在しやすい。そのため、在庫数量の計算方法、在庫の品質・陳腐化の検品について、実地棚卸要領に適切に記載されていることを確認し、実地棚卸しには在庫管理部門ではない経理部門とか外部担当者が立ち会うことが望ましい。
- ② 貸借対照表における棚卸資産の評価基準には、取得原価基準、低価基準および時価基準が存在する。適正な期間損益算定の見地からすれば取得原価基準を採用すべきで、棚卸資産の取得に要した支出額が当期の費用たる部分と将来の期間の費用となる部分とに配分され、前者が貸借対照表に棚卸資産として記載される。
- ③ 通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。
- ④ 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

後入先出法は、最も新しく取得されたものから棚卸資産の払出しが行われ、期末棚卸資産は最も古く取得されたものからなるとみなして、期末棚卸資産の価額を算定する方法であり、一般的に、棚卸資産の実際の流れを忠実に表現しているとはいえないことから、選択可能な処理方法として認められない。

問題 1 2)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 困窮原因の一つに売掛金の回収の遅延がある。この場合、回収遅延の理由を探り、それが先方の資金繰りに起因する場合は早めにかつこまめに請求行為を行うことが肝要であり、相手の態度やその債権の重要度が高い場合には法的措置も視野に入れる。また管理規定の作成や与信限度額の設定など債権管理を制度化しておくことも重要である。
- ② 困窮原因の一つに在庫過多がある。これはスケールメリットを出すべく大量に仕入を行ったり、当該商品が予想したより売上に貢献しなかったりする事などにより発生する。これは損益計算書には直接表れず黒字であっても資金繰りがひっ迫する大きな要因になるので注意が必要である。
- ③ 困窮原因の一つに投資の失敗がある。これは余剰資金による不動産投資や株式投資の失敗にとどまらず、工場などの本業に必要な設備に関しても発生する可能性があるため注意が必要である。このような投資を行う場合は、所有とリースやアウトソースとを様々な視点からの比較・検証することが有効である。
- ④ 困窮原因の一つに借入過多がある。このようになる要因は様々であるが、借入過多であるかどうかを判定する指標の一つにインタレストカバレッジレシオがあり、一般的にはこれが1を下回ると危険とされている。
- ⑤ 困窮原因の一つに引当金の計上不足がある。特に就業規則に基づく退職金制度がある会社では、将来の退職金支給に備えて、企業会計上、退職給付引当金の計上が必要となるが、中小企業では、収益が少ないために実施していないところが多く、問題視されている。

問題 1 3)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 財務計画を作成する際、支払債務の内容によって優先順位を考慮する必要がある。というのも企業が再生フェーズにあり、かつ、銀行からのファイナンスが困難な状況下においては、債務のすべてを一律に支払うのではなく、債務の種類により支払額をある程度コントロールすることにより資金ショートを回避することが可能となる場合があるからである。
- ② 優先順位の高い支払債務の一つに手形・小切手がある。これは6か月の間に2回不渡を出すと手形交換所により取引停止処分というペナルティが科され、事業の継続が事実上困難になるからである。また、仮に1回でも不渡をだすと、手形交換所の不渡リストに記載されるため、信用に重大な影響を及ぼす。
- ③ 優先順位の高い支払債務の一つに、給料や外注費がある。給料の遅配は従業員の士気の低下を招き、優秀な人材の流出につながる。また外注費の支払遅延は企業の通常業務が困難になることに加え、対外的な信用不安をもたらす可能性が高い。
- ④ 優先順位の比較的低い債務の一つに銀行借入債務がある。これはすでに新規のファイナンスが困難である場合が主であるが、一時的な延滞であればその旨と支払再開の時期を通知し、ある程度中長期に及ぶ場合には信憑性のある事業計画を作成することにより、元本返済の一時棚上などのリスクを受ける事により、事業の継続が可能になる場合がある。
- ⑤ 優先順位の比較的低い債務の一つに社会保険料や租税債務がある。これは事前のネゴや事業計画の提出により、延滞税は覚悟しなくてはならないものの、支払繰延に応じてくれる事も多く、また仮に所有資産に対し滞納差押がなされても直ちに強制執行が可能になる訳ではないからである。

問題 1 4)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 棚卸資産の管理においては、内部統制に基づく検収、保管、移動、出荷など在庫管理規定の整備とその規定に沿った適正な運用、および、個々の在庫品目についての適正な原価計算と時価評価の会計処理が極めて重要とされている。
- ② 棚卸資産の消費量の計算には、継続記録法と棚卸計算法が基本である。継続記録法は、物品の種類ごとに入出庫の都度それに入庫数量、出庫数量および残高数量を記録する方法で、実地棚卸との差異の原因を疎明しなければならない。手間はかかるが物品の管理方法としては最も確実な方法である。
- ③ 実地棚卸においては、まず事前準備として棚卸計画、棚卸実施要領、棚卸マニュアルを作成しておき、人員の配置、作業の方法などを事前に徹底する。また整理整頓を行い現品の確認をやすくしておくことや、表記方法（数字の0とアルファベットO（オー）など紛らわしいものの区別）を周知しておくことも重要である。
- ④ 棚卸資産の期末在庫評価について、経営不振企業において粉飾のリスクが高いところであるので特に注意する必要がある。長期滞留在庫又は過剰在庫の有無を調査し、一定期間内の売却可能性を検討する。また、陳腐化し易いものについては売却処分可能価格を検討する。その結果によって、在庫の評価減を行う。
- ⑤ 外国から輸入した棚卸資産の仕入原価は、仕入れ時の外国為替レートを適用して円に換算して決定する。当該輸入在庫の期末残高については、期末現在の為替レートを適用し在庫を評価替えする。

問題 1 5)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 経営戦略のフレームワークの一つにマイケル・ポーターが提唱したファイブフォース分析（5F分析）がある。ポーターは、業界で大きな影響力のある競争要因を把握することが、企業が今後とるべき戦略を考えるうえで重要と考え、その競争要因を 1) 買い手の脅威、2) 売り手の脅威、3) 代替品の脅威、4) 競合他社との敵対関係、5) 新規参入の脅威の5つに分類した。
- ② 「買い手の脅威」には、市場特性に由来するものがあり、具体例としては、商品の需給バランスで供給過多、買い手が大量購入、購入先を他社に容易に変更可能、商品の差別性がなく価格が決定要因などがあげられる。この場合、買い手の交渉力が強いいため、一般的に価格競争におちいりやすく売上総利益率や売上債権回転率が低下する傾向がある。
- ③ 「競合他社との敵対関係」には、同業製品メーカーが多数いる場合、製品の供給量が多い上に製品の差別化が難しく、価格競争に陥り易い。この場合、商品の売れ行きが鈍く棚卸資産回転率が低く、さらに価格の低下のため売上総利益率が低い傾向にある。時に、設備投資が多額で、一度参入すると撤退が困難で経営破綻の原因となる。
- ④ 「代替品の脅威」には、他社が自社製品の材料とは異なる原料使用又は製法転換で原価が安く出来る。あるいは、自社製品の機能を超える機能を備えた新製品を他社が開発すると、販売価格の低下または製品の売行きが減少する。このため、売上総利益率および製品回転率が低下する。
- ⑤ 「新規参入の脅威」には、新規参入が容易な業界では収益性は低いのが一般的である。しかし、多額の設備投資で大量生産体制を持ち、他社の追随を許さない低価格で市場を占有する企業がある。このような企業では、売上総利益率、在庫回転率は共に低い。逆に、特許やブランドで権利が保護されている製品、流通チャンネルが限定されている製品のメーカーは、高い参入障壁を擁しており、売上総利益率は高い。

問題 1 6)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 個々の企業の目的は収益を上げることであり、そのために生産性を高めようと努力する。その結果、個々の企業の収益性が向上し、企業部門全体のROAも上昇する。同時に、経済全体の生産性が高まり経済成長につながる。他方、こうしたマクロ経済パフォーマンスの改善は企業収益の増加を通じてROAに反映される面もある。実際、内閣の調査によれば我が国のROAと経済成長率の間には高い相関関係がある。
- ② 内閣府の調査によれば日本、アメリカ、ドイツについてROAを比較してみると過去20年で日本は総じていちばん低い。ROAは売上高利益率と総資産回転率に分解することができるが、これらの指標を同様に比較してみると、日本企業の総資産回転率はアメリカ、ドイツと同程度の水準にあることから、その収益性が低い背景として、売上高利益率が低いことが挙げられる。
- ③ 日本企業の売上高利益率が総じて低い背景としては、資本コストが高いために株主が要求する利益水準も低く、よって企業が利益率の低い投資プロジェクトを選択していることなどが指摘されている。近年は、上場企業の配当性向が高まってきており、今後は利益水準を向上するために、低採算事業のリストラクチャリングに取り組む姿勢が顕著となってくることが予想される。
- ④ 日本の製造業のように企業間で似たような製品を生産している場合には、市場の寡占化は進みにくく、過当競争となり、収益性も低くなると考えられる。実際、内閣府の調査によれば、日本、アメリカ、ドイツの寡占度を比較すると、日本の指数は非常に小さく、市場の寡占度が低い。このように、日本の製造業の横並び志向が、抜本的な製品差別化を抑制し、利幅の薄いビジネスモデルに偏る傾向を生んでいると考えられる。
- ⑤ 日本企業の売上高利益率が総じて低い背景には、売上原価などのコストが高い可能性も考えられる。その背景の一つとして、流通システムの多段階性が商業・運輸マージンを押し上げて高コスト構造を生んでいることが挙げられる。こうした高コスト構造は、海外生産による国内生産の代替や輸入による国内生産の代替などを招いている恐れがあり、経済全体あるいは個別企業の付加価値や収益性の伸びを抑える要因になっているものと考えられる。

問題 17)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 事業再生ファンドとは特に事業再生支援を目的として破綻懸念先や実質破綻先の企業に資金を提供して、事業再生を果たし、債権、株式等を転売することによって利益を得るファンドを指す。エクイティ型の投資スキームでは対象企業の株式を取得して事業再生を行い、再生後に株式を売却（上場を含む）して利益を得る。デット型の投資スキームでは負債を買い取り、債権放棄などによって正常化させリファイナンス等によって回収し利益を得る。
- ② ファンドを利用すると、デューデリジェンスが行われ、場合によっては第三者の目にさらされた上で再生計画を策定することになり、かなり踏み込んだリストラクチャリングを断行せざるを得なくなる。しかし、徹底したリストラクチャリングは債務者だけでなく、債権者にとっても損失の確定や地域での評判の低下などを招く恐れがある。
- ③ バイアウトファンドの資金は機関投資家や金融機関等から集めたものであり、再生企業に長期的に投資しておく性格のものではないため、かつては長い期間を要した会社更生手続きも、バイアウトファンドが主導して進める案件では、更生債務を早期に一括弁済したり、繰上げ弁済をして更生手続きを早期に終了させるケースが多い。
- ④ 地域企業再生ファンドは、地域の経済活力について大きな役割を果たす中小企業に対して中長期的に投資し、主にデット処理型で、過剰債務を時価で買い取り、2、3年をかけてリストラクチャリングを推進し正常先に戻す。再生完了まで継続的に支援していくというコンセプトのもとで投資による支援を行なっていることが多い。
- ⑤ 再建企業の事業のうち、継続可能性のある事業のみを切り離して再生ファンドに売却し、旧再建企業はその売却代金で一括弁済を行なって、残債とともに清算してしまうスキームがある。このスキームでは通常事業譲渡を利用することが多いが、それは許認可が事業に不可欠な業種において手続きの煩雑さを解消するためと、簿外債務などの旧会社に関わる将来的なリスクから完全に遮断されるメリットのためと考えられる。

問題 18)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 再建を要する企業が債務免除を受ける場合、債務免除益の計上に伴う税金支払負担が発生する可能性があり、注意が必要である。債務免除を受ける企業の大半は繰越欠損金を抱えているため、債務免除益が相殺されることが多いが、時には控除しきれないケースも考えられる。
- ② 経営者が自ら経営する企業の再建のために私財提供したとしても、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として経営者に所得税（みなし譲渡益課税）が課せられる。非課税となるのは経営者が保証債務の履行として金融機関に対して直接私財の提供を行う場合だけである。
- ③ 平成25年度企業再生税制において、企業再生をめぐる現状を踏まえ、「企業再生税制」の対象となる「一定の要件を満たす私的整理」の範囲を拡大し、一定の企業再生ファンドについても「企業再生税制」の適用を認める特例が設けられた。
- ④ 平成25年度企業再生税制において、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間、「2以上の金融機関等が有する中小企業者に対する債権が、合理的な再生計画によって特定投資事業有限責任組合（企業再生ファンド）に譲渡された上で債務免除が行われた場合」も企業再生税制の対象に追加された。
- ⑤ 平成25年度企業再生税制において、中小企業の事業再生を促進するため有利子負債の額が10億円未満である企業再生の場合、評価損益の計上対象資産について、資産の1件あたりの評価額が100万円未満の少額資産であっても、評価損の計上を認め債務免除益と相殺できることとなった。

問題 19)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 法人税法においては、一般原則として「内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」と定められている。
- ② 上記①の例外規定の一つとして、「内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったこと、その他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時ににおける当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」と定められている。
- ③ ただしこの場合、法人の有する金銭債権は、評価換えの対象とならない。したがって、破産などの「法的整理の事実」が生じた場合において、法人の有する金銭債権の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額については貸倒引当金勘定に繰り入れた金額として取り扱われないので注意が必要である。
- ④ 上記①の例外規定の一つとして、「内国法人がその有する資産につき更生計画認可の決定があつたことにより会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に従って行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」と定められている。
- ⑤ 上記①の例外規定の一つとして、「内国法人について再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行っているときは、その資産（評価損の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。）の評価損の額として政令で定める金額は、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」と定められている。

問題 20)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 再生が完了した場合の出口戦略の代表的なものは組織再編であり、その形式には合併、会社分割、事業譲渡・譲受、株式交換、株式移転等がある。うち事業譲渡については譲渡会社の競業禁止や、譲渡会社又は譲受会社の内部手続に関し、独占禁止法が規定を置いている。
- ② 事業譲渡において、被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取得の対価(支払対価)となる財の企業結合日における時価で算定するパーチェス法による。支払対価が現金以外の資産の引渡し、負債の引受け又は株式の交付の場合には、支払対価となる財の時価と被取得企業又は取得した事業の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定する。
- ③ パーチェス法は、取得企業の観点から企業結合をみるもので、取得企業は企業結合日において被取得企業が企業結合日前に認識していなかったものも含めて、受け入れた資産及び引き受けた負債のうち識別可能なものに取得原価を配分する。
- ④ パーチェス法においては、取得原価と取得原価の配分額との差額としてのれん(又は負のれん)が発生する。こののれんについては 20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、合理的な方法により規則的に償却する。
- ⑤ 取得企業は、被取得企業の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を企業結合日から損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に取り込むことになる。なお、企業結合日とは、被取得企業若しくは取得した事業に対する支配が取得企業に移転した日、又は結合当事企業の事業のすべて若しくは事実上すべてが統合された日をいい、会社法における組織再編の効力が発生する日と同じ日となる。